

平成30年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

平成30年11月13日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 1 件 〕

報告第 7 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	1
---------	----------------------------------	-------	---

○ 条例に関する議案〔 4 件 〕

議案第 62 号	かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	2
議案第 63 号	かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	3~4
議案第 64 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	5
議案第 65 号	かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について【廃止】	……………	6

○ 予算に関する議案〔 7 件 〕

議案第 66 号	平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	……………	7～10
議案第 67 号	平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	11
議案第 68 号	平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	……………	12
議案第 69 号	平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	……………	13
議案第 70 号	平成 30 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	……………	14
議案第 71 号	平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	……………	15～16
議案第 72 号	平成 30 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	……………	17

○ 契約の締結に関する議案〔 1 件 〕

議案第 73 号	防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）変更請負契約の締結について	……………	18
----------	--	-------	----

○ その他の議案〔 3 件 〕

議案第 74 号	市道路線の認定について	……………	19～20
議案第 75 号	市道路線の認定について	……………	21～22
議案第 76 号	市道路線の変更について	……………	23～24

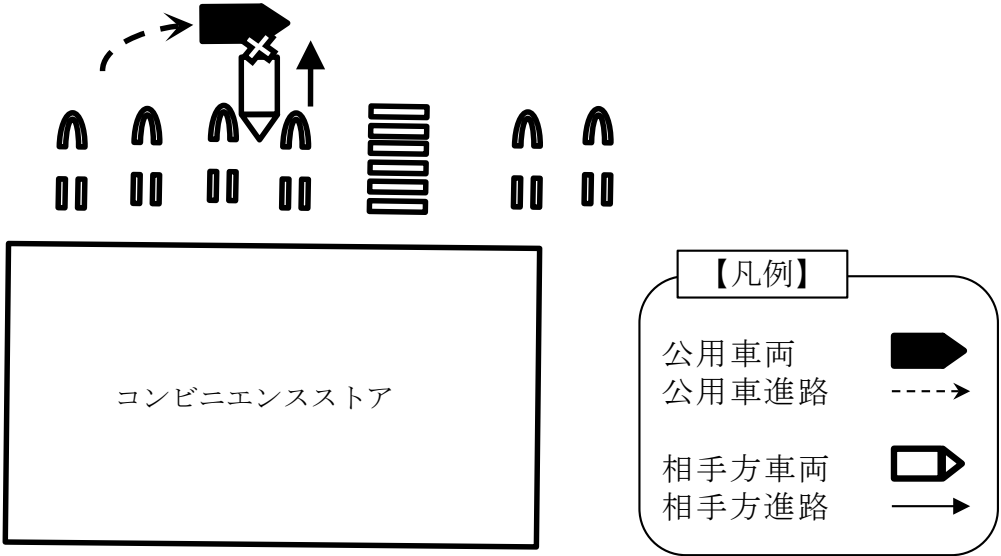
報告第7号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
-------	----------------------------------

1 要 旨

公用車の事故による示談の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの。

2 内 容

- (1) 相 手 方 法人所有の車
- (2) 事故の内容 平成30年8月7日にかすみがうら市上土田（コンビニエンスストア）地内において、当市公用車が駐車場を走行していたところ、後退してきた相手方車両と接触した。
- (3) 事故発生状況略図



3 専決処分日

平成30年11月1日

[総務部：検査管財課]

議案第 6 2 号	かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>農業集落排水接続に関し、違法な接続、排除してはならないものを排水した場合等の立入検査の権限及び罰則を規定するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 農排施設に排除してはならないものに雨水を追加するもの。(第 9 条)</p> <p>(2) 立入検査する際の要件を追加規定するもの。(第 1 4 条、第 1 6 条の一部、第 1 7 条、第 1 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項)</p> <p>(3) 立入検査の結果に基づく改善命令について、追加規定するもの。(第 1 9 条第 1 項、第 2 項)</p> <p>(4) 農排施設への違法接続、ごみ、雨水、油脂等の違法排水、無断使用、改善命令に従わない場合等に対し、罰則を追加規定するもの。(第 2 0 条第 1 号から第 7 号)</p> <p>過料 1 万円以下</p> <p>(5) その他、不正な手段により使用料の徴収を免れた場合の罰則を追加規定するもの。(第 2 1 条)</p> <p>徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは 5 万円とする)</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成 3 1 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部：下水道課 〕</p>	

議案第 6 3 号	かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>総務省通知「公営企業会計の適用推進体制について」に基づき平成 3 1 年 4 月 1 日から下水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計を適用するにあたり、現行「かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例」また、それに関連する条例の一部を改正するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 題名を「かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例」から「かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」とするもの。</p> <p>(2) 設置事業として、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を加えるもの。(第 1 条)</p> <p>(3) 地方公営企業法の適用時期を平成 3 1 年 4 月 1 日とするもの。(第 2 条の 2)</p> <p>(4) 条文中、「水道事業」を「上下水道事業」とするもの。(第 3 条第 1 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項・第 2 項第 3 号)</p> <p>(5) 公共下水道事業、農業集落排水事業の経営規模を加えるもの。(第 3 条第 2 項・第 3 項・第 4 項)</p> <p>(6) 附則において、公営企業会計の適用に伴い、事務分掌、事業名、文言等の整合性を図るため以下の条例を改正するもの。</p> <p>ア 「かすみがうら市行政組織条例」(第 3 条第 6 号ア、イ)</p> <p>イ 「かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例」(別表中第 2 6 号から 3 8 号)</p>	

- ウ 「かすみがうら市職員定数条例」(第2条第2号)
- エ 「かすみがうら市特別会計条例」(第1条中第3号から第5号)
- オ 「かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置及び処分に関する条例」(第4条、第5条)
- カ 「かすみがうら市下水道条例」(第2条、第3条第2号・13号、第5条、第7条第1項、第11条、第12条、第13条第2項、第14条、第18条第1項・第3項、第20条、第22条第1項、第25条第3号・第5号、第26条第1号、第27条第2号、第29条第6号、第32条第1項、第33条、別表第1・2)
- キ 「かすみがうら市農業集落処理施設の設置及び管理に関する条例」(第1条、第3条、第6条、第7条、第8条第1項、第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、別表1～3)
- ケ 「かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例」(第2条)

[建設部：下水道課]

議案第 6 4 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び学校教育法の改正に伴い改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 放課後児童支援員の該当要件の改正</p> <p>ア 「学校教育法の改正により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者」に改正（第 1 0 条第 3 項第 4 号）</p> <p>イ 専門職大学の前期課程を修了した者を追加（第 1 0 条第 3 項第 5 号）</p> <p>ウ 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事したものを追加（第 1 0 条第 3 項第 1 0 号）</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。ただし、第 1 0 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：子ども家庭課 〕</p>	

議案第 6 5 号	かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について【廃止】
<p>1 要 旨</p> <p>東日本大震災からの復興を推進し、もって市政の発展を図るため設置した基金で、平成 2 9 年度までに全額充当し目的を果たしたため条例を廃止するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>平成 2 4 年度から平成 2 9 年度において、東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域コミュニティの再生など、復興まちづくりを推進するために東日本大震災義援金等を基金に積立て、各種事業実施の際に基金充当した。</p> <p>○主な充当事業 基金運用事業 災害復旧事業 千代田庁舎等財産管理事業 老人福祉センター「ふれあいの里」運営事業 消防団運営事業 消防団施設整備事業 防災無線整備事業</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1千807万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ168億1千97万7千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2,236,582	420	2,237,002
繰入金	1,047,240	△49,246	997,994
諸収入	211,546	2,250	213,796
市債	1,638,700	28,500	1,667,200
歳入合計	16,829,053	△18,076	16,810,977

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	142,700	600	143,300
総務費	1,867,004	△14,295	1,852,709
民生費	6,267,669	△6,645	6,261,024
衛生費	1,300,135	18,300	1,318,435
労働費	28,182	△800	27,382
農林水産業費	650,291	2,046	652,337
商工費	436,123	△23,626	412,497
土木費	1,800,792	4,450	1,805,242

消防費	938,123	△3,400	934,723
教育費	1,213,763	5,294	1,219,057
歳出合計	16,829,053	△18,076	16,810,977

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	600	総務課
イ 総務費の事業費		
職員人件費	△13,460	総務課
市長・副市長秘書業務事業	414	政策経営課
企画調整事業	10	政策経営課
企画調整事業(政策)	△1,259	政策経営課
ウ 民生費の事業費		
職員人件費	△72,007	総務課
国民健康保険特別会計繰出事業	49,044	国保年金課
臨時福祉給付金給付事業(政策)	2,913	社会福祉課
障害者自立支援事業	2,954	社会福祉課
医療福祉事業	4,198	国保年金課
後期高齢者医療事業	4,472	国保年金課
家庭児童相談事業(政策)	17	子ども家庭課
児童手当事業	1,764	子ども家庭課
エ 衛生費の事業費		
職員人件費	18,300	総務課

オ 労働費の事業費		
職員人件費	△800	総務課
カ 農林水産業費の事業費		
職員人件費	△2,900	総務課
農業集落排水事業特別会計繰出事業	300	下水道課
農業振興事業	2,250	農林水産課
土地改良整備支援事業（政策）	938	農林水産課
水産振興事業	1,458	農林水産課
キ 商工費の事業費		
職員人件費	△28,250	総務課
農村漁村活性化推進事業（政策）	898	地域未来投資推進課
水族館管理運営事業（政策）	3,726	観光商工課
ク 土木費の事業費		
職員人件費	5,000	総務課
下水道事業特別会計繰出事業	△550	下水道課
ケ 消防費の事業費		
職員人件費	△3,400	総務課
コ 教育費の事業費		
職員人件費	12,050	総務課
埋蔵文化財事業	△6,756	歴史博物館

（４） 繰越明許費補正

款 7 商工費 項 1 商工費

水族館管理運営事業（政策） 3,726千円

(5) 地方債補正

変更

・神立停車場線整備事業債	限度額	変更前	18,500千円
		変更後	47,000千円

[市長公室：政策経営課]

議案第67号	平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
--------	----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,395万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ48億7,898万1千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	545,073	49,044	594,117
繰越金	1	11,058	11,059
諸収入	19,308	3,855	23,163
歳入合計	4,815,024	63,957	4,878,981

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	37,166	3,250	40,416
諸支出金	6,107	60,707	66,814
歳出合計	4,815,024	63,957	4,878,981

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	3,250	総務課
イ 諸支出金の事業費		
療養給付費等負担金償還事業	59,886	国保年金課
その他償還事業	821	国保年金課・健康づくり増進課

[市民部：国保年金課]

議案第68号	平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
--------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳算の総額に、それぞれ1,251万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億8,121万1千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	466,676	4,472	471,148
繰越金	1	6,851	6,852
国庫補助金	0	1,188	1,188
歳入合計	768,700	12,511	781,211

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	4,382	【財源振替】	4,382
後期高齢者医療広域連合納付金	762,317	12,511	774,828
歳出合計	768,700	12,511	781,211

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
後期高齢者医療一般管理事業	【財源振替】	国保年金課
イ 後期高齢者医療広域連合納付金の事業費		
後期高齢者医療広域連合納付事業	12,511	国保年金課

[市民部：国保年金課]

議案第69号	平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
--------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ55万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億8,255万円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	593,147	△550	592,597
歳入合計	1,083,100	△550	1,082,550

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
下水道費	467,368	△550	466,818
歳出合計	1,083,100	△550	1,082,550

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア 下水道費の事業費		
職員等人件費	△550	総務課

[建設部：下水道課]

議案第70号	平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第2号）
--------	--

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億6,870万円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	303,900	300	304,200
歳入合計	468,400	300	468,700

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
農業集落排水事業費	193,060	300	193,360
歳出合計	468,400	300	468,700

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 農業集落排水事業費の事業費		
職員等人件費	300	総務課

[建設部：下水道課]

議案第71号	平成30年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第1号)
--------	------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,910万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ35億900万8千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰越金	1,000	99,108	100,108
歳入合計	3,409,900	99,108	3,509,008

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	107,288	△4,150	103,138
地域支援事業費	83,515	700	84,215
諸支出金	1,002	102,558	103,560
歳出合計	3,409,900	99,108	3,509,008

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	△4,150	総務課
イ 地域支援事業費の事業費		
職員等人件費	700	総務課
ウ 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還事業	55,197	介護長寿課
一般会計繰出金	47,361	介護長寿課

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第72号	平成30年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)
<p>1 要 旨</p> <p>今回の補正は、予算書第3条に定めた収益的支出の予定額9億8千323万3千円に210万4千円を増額し、収益的支出の予定額の総額を9億8千533万7千円とし、予算書第8条に定める職員給与費を5千921万8千円とするもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 職員給与費</p> <p>人事異動に伴う給料、手当等の増額</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部：水道課 〕</p>	

議案第73号	防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）変更請負契約の締結について
--------	--

1 要 旨

防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）について、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 工事名称 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）

(2) 工事概要

	当 初	変 更	変更後
再送信子局整備	3基	－基	3基
屋外拡声子局整備	61基	3基	64基

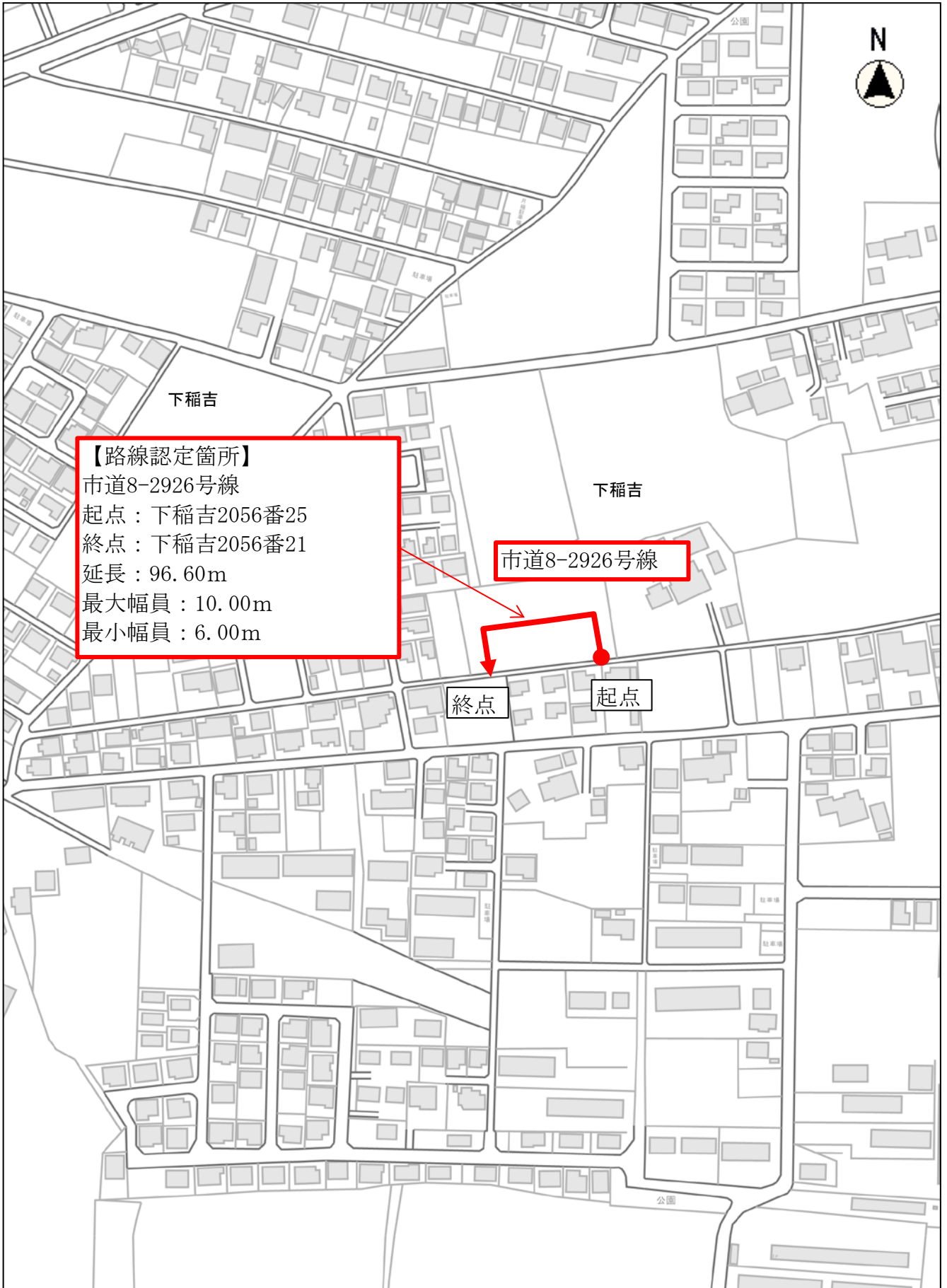
(3) 変更前の契約金額 351,712,800円
 今回変更契約額 15,487,200円
 変更後の契約金額 367,200,000円

(4) 相手方 茨城県土浦市桜町4-3-20
 NEC ネットエスアイ株式会社 茨城営業所
 所長 亀田 憲二

[総務部：検査管財課]

議案第74号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>下稲吉地内に位置し、開発行為により造成されました路線の市道認定をするもの。</p> <p>(1) 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2926号線</p> <p>イ 延長 96.60メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図(認定図)



議案第75号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>稲吉東2丁目地内に位置し、開発行為により造成されました路線の市道認定をするもの。</p> <p>(1) 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2927号線</p> <p>イ 延 長 77.80メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 建設部：道路課 〕</p>	

議案第76号

市道路線の変更について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

男神地内で、路線の一部を用途廃止する申請があり、市道路線の変更をするもの。

(1) 変更しようとする路線

ア 路線名 市道6041号線

イ 延長 (旧) 244.29メートル

(新) 65.14メートル

[建設部：道路課]

路線廃止位置図

変更前路線

変更後路線

